

事 務 連 絡
令和3年4月27日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

緊急事態宣言発令に伴う「都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけ」
の実施の周知について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年4月23日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令等を踏まえ、バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）における都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけの実施について、国土交通省自動車局安全政策課長より別紙事務連絡のとおり、会員事業者への周知の依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者に対し当該呼びかけの実施について周知いただきますようよろしくお願いいたします。

《添付資料》

- ・国土交通省自動車局安全政策課長 事務連絡（令和3年4月26日付け）

※ 上記の事務連絡は、（一社）公営交通事業協会及び日本バスターミナル協会へも発出されています。